

## 「民法（債権法）改正セミナー」の開催について

法制審議会民法（債権法）部会では、2009年10月の法務大臣の諮問を受け、現在、個別的な制度や規定について議論が行われています。

全国中小企業団体中央会ならびに大阪府中小企業団体中央会では、民法改正の意義（判例法理の明文化・制度の現代化）とその背景、改正概要等について、東京大学教授から法改正のため法務省に出向されている内田貴先生をお招きし、標記セミナーを開催することと致しました。

つきましては、業務ご多忙のところ恐縮ですが、改正民法についてご関心のある経営者及び法務関係者等に本セミナーご参加頂きますようお願い申し上げます。

なお、別紙の参加申込書により1月31日（火）までにFAXにてお申込下さいますようお願い申し上げます。また、受講料は無料ですが、定員100名に達し次第、締め切らせていただきます。

### 記

1. と き 平成24年2月7日（火）14:00～16:00
2. と ころ ヴィアール大阪 2階 クリスタル  
（大阪市中央区安土町3-1-3 地下鉄御堂筋線本町駅すぐ）
3. テーマ 「民法（債権法）改正について」  
講師 法務省経済関係民刑基本法整備推進本部参与  
内 田 貴 氏

申し込み FAX 06 6947-4374

平成 年 月 日

御社名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_

民法（債権法）改正セミナー 2月7日（火）  
参加申込書

下記の者が標記セミナーに出席します。

出席者名	所属役職

【お問い合わせ】大阪府中小企業団体中央会 連携支援部（担当 佐久間）

TEL 06 6947-4371 FAX 06 6947-4374